

レジ袋有料化が 10月から始まります

～環境にやさしい
マイバッグで買い物を～



【問】環境保全課 ☎(45)7185

市と市環境基本計画推進協議会では、ごみ減量と資源の有効活用、二酸化炭素排出量削減による地球温暖化防止を目指し、市内事業者・消費者団体とレジ袋有料化の話し合いを進めてきました。

8月29日に市内スーパーマーケット・ドラッグストアなど、14事業者53店舗と「レジ袋有料化及びマイバッグ等の持参促進に関する協定」を結び、10月1日(水)からレジ袋有料化がスタートします。

■参加店舗

(50音順・一部実施済み店舗を含む)

- ▽アオキスーパー
- ▽アピタ
- ▽カネスエ
- ▽キシショッピングセンター
- ▽ジップドラッグ白沢
- ▽ジャスコ
- ▽旬楽膳
- ▽スーパー三心
- ▽スギ薬局
- ▽ドラッグスギヤマ
- ▽パロー
- ▽V・drug
- ▽平和堂
- ▽ヘルスバンク
- ▽ヤマナカ
- ▽ユースタ
- ▽ユニー

民間事業所に 救急認定証を交付

市では、市内34カ所の事業所に救急認定事業所として救急認定証を交付しました。認定基準など、詳しくはお尋ねください。

救急認定事業所

- ▽AEDなどの応急手当資器材を常備
- ▽救命講習(3時間以上)修了者が1人以上勤務
- ▽救急活動計画書を作成



【問】一宮消防署 ☎(72)1103

社員送迎バスに 11月から乗車できます

～高齢者・障害者の外出を支援～

11月から高齢者や障害のある方の外出支援のため、フジフーズ(瀬部字川原山)の社会貢献事業として、社員送迎バスに乗車できるようになります(試行期間5カ月)。

- ▼運行日/月～金曜日(年末年始・祝休日を除く)
- ▼コース/①一宮駅⇄フジフーズ(1日7便、乗降場所は一宮駅・フジフーズだけ)②江南駅⇄フジフーズ(1日4便、乗降場所は江南駅・フジフーズ・フジフーズ北側だけ)
- ▼対象/一人で車のドアの開け閉めや乗り降りができる市内在住の65歳以上の方・障害のある方
- ▼料 金/無料(乗車時にパスカードを提示)
- ▼申し込み/10月1日(水)から運転免許証・健康保険証、障害を証明する手帳を持参の上、一宮庁舎地域ふれあい課、尾西・木曽川庁舎窓口課、出張所
- ▼その他/申し込みは本人に限る。緊急時の連絡先が必要

【問】地域ふれあい課 ☎(28)8955

まちづくりを一緒に考えませんか

第1回提案の大会を開催します

【問】企画政策課 ☎(28)8952

4月から新しい総合計画がスタートしました。計画では「どんなまちをめざすのか」を市民のニーズから明らかにし、計画の進み具合を数値で確認するためのまちづくり指標とその目標値を決めています。

市では、数値を毎年度調査し、これを1つの手掛かりとして、計画の進み具合を評価していきます。一方で市民の皆さんも評価に参加する機会として総合計画推進市民会議をつくりました。会議では、あまり良くなっていないと思われるまちづくりの課題を改善するために役立つ事業を検討しました。

今回初めて開催する提案の大会では、まちづくりの課題の改善状況の評価と具体的な事業の提案を、市民会議の委員が発表します。住みよいまちづくりについて市民の目線から考えるこの大会に、ぜひご参加ください。

10月18日(土) 木曾川庁舎で開催

▼日 時／10月18日(土) 午後1時30分～4時

▼会 場／木曾川庁舎2階講堂

自治基本条例(仮称)を考える会のアンケートにご協力を

市では、(仮称)自治基本条例制定に向け、公募市民による「考える会」において条例の基本的な考え方を検討しています。

現在、考える会では、市民の皆さんにアンケートを実施しています。町内会・各種団体の会合など、さまざまな場面に委員が伺いますので、ご協力をお願いします。

市民意見提出制度

市民の皆さんから意見を募集し、寄せられた意見を参考にして最終案を決定するとともに、寄せられた意見への市の考え方を公表します。素案は市ホームページ、市資料コーナー(一宮・尾西・木曾川庁舎1階)などで募集期間中閲覧できます。

意見募集

中心市街地活性化基本計画

【問】経済振興課 ☎(28)9130

中心市街地活性化を図るための基本的な方針や目標、実施していく事業について、策定委員会を組織し、協議を重ね、中心市街地活性化基本計画の素案を作成しました。

▼募集期間／10月1日(水)～31日(金)(必着)

▼提出方法／持参または郵送(〒491-8501 一宮庁舎経済振興課)・ファクス(☎73-9135)・電子メール(keizai@city.ichinomiya.lg.jp)

建築物耐震改修促進計画を策定

【問】建築指導課 ☎(28)8644

市では、建築物耐震改修促進計画を策定しました。住宅や建築物の耐震化をさらに促進し、市民の皆さんの生命や財産を守るため、具体的な施策を進めていきます。

計画は、市ホームページ、市資料コーナー(一宮・尾西・木曾川庁舎1階)、市立図書館で閲覧できます。なお市民意見提出制度で意見を募集したところ、意見はありませんでした。

「地震防災マップ」を配布

東海地方で大規模地震の発生が予想されています。この機会に、住んでいる地区の予想震度や地盤の状況などを「地震防災マップ」でご確認ください。なお市ホームページでも閲覧できます。



市県民税の制度が改正

寄付金の控除制度などが変わりました

【問】市民税課 ☎(28)8963



寄付金に対する控除制度が拡充

寄付金について、市県民税の控除対象となる下限額が5,000円に引き下げられました。寄付した金額から5,000円を差し引いた額の10%が、市県民税から基本控除として控除されます。

また市区町村や県などの地方公共団体へ寄付(ふるさと納税)をした場合の、特例控除が新設されました。

そのため右図のとおり、地方公共団体へ寄付をした場合、5,000円を超える分について、所得税と合わせて控除されます(上限あり)。

今年以降の寄付が控除の対象となり、寄付をした年の所得税と、翌年度の市県民税から控除されます。控除を受けるには、下図のとおり、寄付先が発行する領収書などを添付して、申告をする必要があります。

例：市へ40,000円を寄付した場合

寄付金 40,000円			
寄付控除対象 35,000円 =40,000円-下限額5,000円			
控除額	市県民税の特例控除 A	市県民税の基本控除 B	所得税の税額軽減 C
	A 35,000円 × (90% - 0 ~ 40% ※)	B 35,000円 × 10% = 3,500円	C 35,000円 × (0 ~ 40% ※)

※は寄付者に適用される所得税の税率

A~Cの合計額が控除されます。ただしAの額は、市県民税所得割額の1割を限度とするため、所得が少ない場合はA~Cの合計額が35,000円に満たない場合もあります。

控除を受けるための手続きの流れ

団体への寄付



寄付をする方法は、寄付先の団体によって異なります。

領収書の受領



寄付先から受け取った領収書は大切に保管してください。

申告書の提出



領収書を添付して、確定申告または市県民税の申告をしてください。

株の譲渡益・配当への軽減税率を廃止

上場株式などの譲渡益・配当に対して適用していた軽減税率(市県民税3%・所得税7%)は、平成20年末で廃止になります。21年からは本則税率(市県民税5%・所得税15%)になります。

特例措置として、21年~22年は軽減税率で源泉徴収されます。ただし配当所得が100万円を超

える方や、譲渡益が500万円を超える方は申告が必要となり、超えた分の所得は本則税率で課税されます。

また22年度から、配当所得を申告分離課税(ほかの所得金額と合計せずに税額を計算)として申告できるようになり、上場株式などの譲渡損との損益通算ができるようになります。